

高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 高度医療・人材育成拠点ビジョン（以下、「拠点ビジョン」という）に掲げる目指す姿の実現に向けて、広島都市圏における医療機能の分化・連携を推進することにより、県民に高い水準の医療を提供するとともに、医師等の育成・派遣により県全域の医療提供体制を確保することを目的として、「高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議」（以下、「推進会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 1 医療機能の分化・連携の推進に関する事項
- 2 患者紹介・逆紹介の推進に関する事項
- 3 医療人材の育成・交流の推進に関する事項
- 4 機能分化・連携の深化を検討する病院間での連携体制のあり方に関する事項
- 5 拠点ビジョンの実現に向けた基本構想等の検討に関する事項
- 6 その他、前条の目的を達成するために推進会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる医療機関又は団体に所属する者であって、その代表者又は推薦者若しくは前条の協議を行うために必要があると広島県が認める者をもって構成する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合又は増員した場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 推進会議には、会長を1名置くこととし、広島県が指名する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議へ参加させることができる。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 3 推進会議は、毎年度、年間の開催回数と開催時期、各回における協議事項等を含む年間の運営計画を定める。

(分科会等の設置)

第5条 推進会議は、第2条に掲げる協議を行うため、次の業務に係る分科会等を設置する。

- 1 機能分化・連携の深化を検討する病院間での役割分担・連携方策の検討業務
- 2 キャリア支援センター（仮称）に必要な機能等に関する検討業務
- 3 新たに整備する拠点に備える医療機能の検討に関する業務
- 4 その他、第2条の目的を達成するために推進会議が必要と認める業務

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、令和5（2023）年3月31日までとする。

(別表) 第3条関係

構成機関・団体	備考
1 広島大学	
2 広島市立病院機構	
3 日本赤十字社	
4 国家公務員共済組合連合会	
5 医療法人 J R 広島病院	
6 マツダ株式会社	
7 中国電力株式会社	
8 広島県病院協会	
9 広島県医師会	
10 広島市医師会	
11 広島県地域保健医療推進機構	
12 広島市	
13 広島県	